

飲食業、小売業向け

かんたん！

36協定のない残業は**違法**です

「時間外・休日労働労使協定(36協定)」

- 労働時間が1日8時間、週40時間を超える場合あり
- うちが零細だから、要らないと思うけど…
- 届出してないけど、大丈夫かな…

こんなことをお話しします！

- 36協定のチェックポイント
- よくあるご相談・悩み
- 36協定作成時、締結時の注意点



日時：令和2年11月13日（金） 13：30～15：00
場所：WEB会議形式（ZOOM）
定員：5名様限定（先着順とさせていただきます）

受講料
無料



講師 **堀田 幸男**

石川県よろず支援拠点コーディネーター（社会保険労務士）

【相談分類】人事労務一般、就業規則、ワークライフバランス、人材育成、コンプライアンス、助成金申請、カウンセリング

申込先

石川県よろず支援拠点（公財）石川県産業創出支援機構
住所：石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階
TEL：076-267-6711 メール：yorozu@isico.or.jp
FAX：076-267-3622

下記の項目をご連絡ください。

住所			
事業所名	TEL		
氏名	メール		